

# 市民交流センターフリーコミュニティの利用案内

## フリーコミュニティって？

フリーコミュニティは、「塩尻市をもっといいまちにしたい」、「もっと暮らしやすいまちにしたい」というような、市民や地域の利益（公益）につながる活動（市民公益活動）を日頃から実践している市民活動団体などを支援するため、市民活動団体などが打合せ、作業、情報の発信・収集、交流の場として優先的に利用することができます。

## 利用するには？（利用できる時間：午前9時から午後10時まで）

### 机・椅子

- ①机、椅子を予約して利用する場合は、団体登録が必要になります。  
※団体登録申請書の提出と簡単な面談を行い、登録する団体の活動などを確認させていただきます。
- ②予約は、フリーコミュニティ内に設置している予定表に団体名、利用場所（アルファベット）、利用時間を記入することにより受け付けられます。  
※半月前から予約可能（先着順）です。当日の朝、職員が予約された場所を確保します。  
※電話、ファックス、メールでの予約は受け付けません。
- ③空いている机、椅子は自由に利用できます。  
※登録団体専用スペースを除く。
- ④利用後は、ゴミ等の片付け（持ち帰り）、机、椅子、白板の整理整頓を行い、「利用報告書」を記入してから帰るようにしてください。  
※机、椅子を移動して利用した場合は、必ず元の位置に戻してから帰るようにしてください。  
※「利用報告書」は、予約をしないで利用した場合も記入してください。

### 壁柱・パンフレットスタンド

- ①ポスター等の掲示物及びチラシ等は、交流支援課の許可を得てから、指定する場所に設置してください。
- ②壁柱を予約して利用する場合は、「壁柱予約一覧表」に、団体名、利用期間、利用場所などを記入してください。
- ③壁柱の継続利用は、2週間を限度とします。ただし、その後の利用予定が無い場合は、2週間に限り再利用を許可します。
- ④壁柱への貼り付けは、備え付けの磁石又はテープで行うようにしてください。
- ⑤ポスター等の掲示物は、許可した期間終了後、速やかに回収してください。
- ⑥パンフレットスタンドに置かれたチラシ等は、掲載されたイベント等の開催日後、交流支援課で廃棄します。

## ロッカー・レターケース

- ①団体登録をされた団体は、1区画ずつ無料で利用していただくことができます。
- ②ロッカーは、活動に必要な資料、事務用品等を保管できますが、貴重品の保管はご遠慮ください。  
※万一、保管物の紛失がありましても、市は責任を負いません。

## キャビネット

活動に必要な備品等を保管しておくことができます。【利用料：11,570円／年（H24年度）】

### フリーコミュニティ施設利用一覧

		登録団体	未登録団体
机、椅子	予約して利用	○	×
	予約しないで利用(空いている席を利用)	○	○
	登録団体専用スペースを予約して利用	○	×
	登録団体専用スペースを予約しないで利用(空いている席を利用)	○	×
壁柱	予約して利用	○	○
	予約しないで利用(空いている場所を利用)	○	○
パンフレットスタンド		○	○
ロッカー	1区画ずつ	○	×
レターケース	1段ずつ	○	○
キャビネット(有料)		○	○
印刷機(有料)	市民交流センター以外で行うイベントなどのチラシ印刷	○	×

## 登録できる団体は？

主に塩尻市内で市民公益活動を行っている個人及び団体並びにこれから行おうとする個人及び団体です。

※市民公益活動とは具体的には、次の条件を満たす活動のことを指します。

- ①市民の自発的な活動であること。
- ②塩尻市を基盤とする活動であること。
- ③営利を目的としない活動であること。(その活動から利益を生み出すのを禁ずるのではなく、利益の分配を禁ずるものです。)
- ④公益性のある活動であること。
- ⑤宗教、政治活動を目的としない活動であること。
- ⑥反社会的な活動でないこと。

具体的な活動分野（特定非営利活動支援法に規定する市民活動の分野）

- 1 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2 社会教育の推進を図る活動
- 3 まちづくりの推進を図る活動
- 4 観光の振興を図る活動
- 5 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7 環境の保全を図る活動
- 8 災害救援活動
- 9 地域安全活動
- 10 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11 国際協力の活動
- 12 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13 子どもの健全育成を図る活動
- 14 情報化社会の発展を図る活動
- 15 科学技術の振興を図る活動
- 16 経済活動の活性化を図る活動
- 17 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18 消費者の保護を図る活動
- 19 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

※登録の有効期間は、最初の登録の日からその年度の3月31日までです。

登録後は、毎年度4月1日から1年更新となります。

## 利用に当たっての注意事項

- ①営利目的で行う事業及びその宣伝（物品等の販売又は契約の勧誘を含む。）を行うことはできません。
- ②宗教活動又は政治活動を目的とする活動を行うことはできません。
- ③飲食は自由ですが、飲食により生じたゴミ等は、お持ち帰りください。
- ④調理器具は使用できません。ただし、ポットについては、事前に交流支援課の許可を得た上で使用することができます。
- ⑤物品等を販売する場合は、事前に交流支援課の許可を得てください。
- ⑥他の利用者の迷惑になるような利用はご遠慮ください。  
※大きな音や声を出すなど。
- ⑦団体登録の内容に偽りの記載をし、または不正な手段によって登録をされた場合は、利用を中止し、団体登録を取り消しいたします。